

権利関係 平成 14 年 問 1 「意思表示」

AがBの欺罔行為によって、A所有の建物をCに売却する契約をした場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

[ 欺罔行為＝事実を隠す行為 ]

◆ 1

Aは、Bが欺罔行為をしたことを、Cが知っているときでないと、売買契約の取消しをすることができない。

解答：○（正解）

- ・ Cが悪意の場合に限る。

◆ 2

AがCに所有権移転登記を済ませ、CがAに代金を完済した後、詐欺による有効な取消しがなされたときには、登記の抹消と代金の返還は同時履行の関係になる。

解答：○（正解）

- ・ 契約が取り消しになれば、お互い受け取ったものを返す必要がある。

◆ 3

Aは、詐欺に気が付いていたが、契約に基づき、異議を留めることなく所有権移転登記手続をし、代金を請求していた場合、詐欺による取消しをすることはできない。

解答：○（正解）

- ・ 取り消せるのに登記してしまうと、契約を追認したとみなされる。

◆ 4

Cが当該建物を、詐欺について善意のDに転売して所有権移転登記を済ませても、Aは詐欺による取り消しをして、Dから建物の返還を求めることができる。

解答：×（不正解）

- ・ 詐欺の取り消しは、善意の第三者に主張できない。

AがBの代理人としてCとの間で、B所有の土地の売買契約を締結する場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

Bは、Aに対してCとの間の売買契約を委任したが、Aが、DをCと勘違いした要素の錯誤によってDとの間で契約した場合、Aに重過失がなければ、この契約は無効である。

解答：○（正解）

- ・ Aが要素の錯誤によって契約した場合、重過失がなければ契約は無効となる。

◆ 2

Bが、AにB所有土地を担保として、借金をすることしか頼んでいない場合、CがAに土地売却の代理権があると信じ、それに正当の事由があっても、BC間に売買契約は成立しない。

解答：×（不正解）

- ・ Aが土地売却の代理権があると信じ売買契約をしたのは無権代理になるので、相手が善意無過失な場合、表見代理が成立し有効に売買契約が成立する。

◆ 3

Bは未成年者であっても、Aが成年に達した者であれば、Bの法定代理人の同意又は許可を得ることなく、Aに売買の代理権を与えて、Cとの間で土地の売買契約を締結することができ、この契約を取消すことはできない。

解答：×（不正解）

- ・ 代理人を使って契約する場合でも、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合は取り消すことができる。Bは、法定代理人の同意がなければ取り消せる。

◆ 4

AがBに無断でCと売買契約をしたが、Bがそれを知らないでDに売却して移転登記をした後でも、BがAの行為を追認すれば、DはCに所有権取得を対抗できなくなる。

解答：×（不正解）

- ・ Aが無権代理であっても、Bが追認すれば有効になる。そうするとCとDに二重譲渡したことになるので、先に登記を得たDが勝ちになる。

権利関係 平成14年 問3 「占有権」

売主A・買主B間の建物売買契約（所有権移転登記は行っていない）が解除され、建物の所有者Aが、B居住の建物をCに売却して所有権移転登記をした場合に関する次の記述は、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆1

Aが、Bに対して建物をCのために占有することを指示し、Cがそれを承諾しただけでは、AがCに建物を引き渡したことにはならない。

解答：×（不正解）

- ・占有者に、買主のために占有することを指示し、買主が承諾すれば建物を引渡したことになる。

◆2

Bが建物占有中に、地震によって玄関のドアが大破したので修繕し、その費用を負担した場合でも、BはCに対してその負担額の償還を請求することはできない。

解答：×（不正解）

- ・占有中に、建物の一部等を保存するために使った費用は、負担額の償還を請求することができる。

◆3

Bは、占有中の建物の一部をDに使用させ賃料を受領した場合、その受領額をCに償還しなければならない。

解答：○（正解）

- ・Bが建物の所有者ではなくなっているのに、賃料を貰うのは不当なので受領額を償還しなければならない。

◆4

Cが暴力によって、Bから建物の占有を奪った場合、BはCに占有回収の訴えを提起できるが、CはBに対抗できる所有権があるので占有回収の訴えについては敗訴することはない。

解答：×（不正解）

- ・占有回収の訴えで敗訴する場合もある。

権利関係 平成 14 年 問 4 「地役権」

Aは、自己所有の甲土地の一部につき、通行目的で、隣地乙土地の便益に供する通行地役権設定契約（地役権の付従性について別段の定めはない）を、乙土地所有者Bと締結した。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

この通行地役権の設定登記をしないまま、Aが、甲土地をCに譲渡し、所有権移転登記を経由した場合、Cは、通路として継続的に使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、通行地役権があることを知っていたときでも、Bに対して、常にこの通行地役権を否定できる。

解答：×（不正解）

- ・地役権の負担を受けている土地を知らずながら譲り受けた場合、地役権を否定できない。

◆ 2

この通行地役権の設定登記を行った後、Bが、乙土地をDに譲渡し、乙土地の所有権移転登記を経由した場合、Dは、この通行地役権が自己に移転したことをAに対して主張できる。

解答：○（正解）

- ・地役権は要役地（地役権でメリットのある土地）と一心同体。

◆ 3

Bは、この通行地役権を、乙土地と分離して、単独で第三者に売却することができる。

解答：×（不正解）

- ・地役権は要役地（地役権でメリットのある土地）と一心同体なので、地役権だけの譲渡はできない。

◆ 4

Bが、契約で認められた部分ではない甲土地の部分を、継続かつ表現の形で、乙土地の通行の便益のために利用していた場合でも、契約で認められていない部分については、通行地役権を時効取得することはできない。

解答：×（不正解）

- ・現実に利用していたのなら、地役権を時効取得できる。

権利関係 平成 14 年 問 5 「質権」

Aは、Bから建物を賃借し、Bに3,000万円の敷金を預託した。  
その後、Aは、Bの承諾を得て、この敷金返還請求権につき、Cからの借入金債務を担保するために、Cのために適法に質権を設定した。  
この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1

Cは、Bの承諾が書面によるものであれば、確定日付を得ていなくても、この質権設定を、B以外の第三者に対しても対抗することができる。

解答：×（不正解）

- ・第三者に質権を対抗するには、確定日付のある通知か承諾が必要になる。

◆ 2

CのAに対する利息請求権は、常に満期となった最後の2年分についてのみ、この質権の被担保債権となる。

解答：×（不正解）

- ・質権は、抵当権のように利息は最後の2年分に限るという制限はない。

◆ 3

CのAに対する債権の弁済期の前に、この敷金返還請求権の弁済期が到来した場合は、Cは、Bに対し、当該敷金を供託するよう請求できる。

解答：○（正解）

- ・弁済期が来てなければ敷金から弁済を受けられないので、返還する敷金を供託するよう請求できる。

◆ 4

CのAに対する債権の弁済期が到来した場合、Cは、Bに対し、Bがこの質権設定を承諾したことを根拠に、この敷金返還請求権の弁済期の前に、当該敷金を直ちにCに交付するよう請求できる。

解答：×（不正解）

- ・Bは弁済期が来るまで敷金を返還する必要なし。

権利関係 平成 14 年 問 6 「抵当権」

Aは、Bに対する貸付金債権の担保のために、当該貸付金債権額にほぼ見合う評価額を有するB所有の更地である甲土地に抵当権を設定し、その旨の登記をした。その後、Bはこの土地に乙建物を築造し、自己所有とした。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

◆ 1 Aは、Bに対し、乙建物の築造行為は、甲土地に対するAの抵当権を侵害する行為であるとして、乙建物の収去を求めることができる。

解答：×（不正解）

・土地に抵当権を設定しても、所有者は自由に使える。

◆ 2 Bが、甲土地及び乙建物の双方につき、Cのために抵当権を設定して、その旨の登記をした後(甲土地についてはAの後順位)、Aの抵当権が実行される時、乙建物のために法定地上権が成立する。

解答：×（不正解）

・Aの抵当権の時点で法定地上権の要件を満たしていない。  
抵当権が設定された時が更地なので法定地上権が成立しない。

◆ 3 Bが、乙建物築造後、甲土地についてのみ、Dのために抵当権を設定して、その旨の登記をした場合（甲土地についてはAの後順位）、Aの抵当権及び被担保債権が存続している状態で、Dの抵当権が実行される時、乙建物のために法定地上権が成立する。

解答：×（不正解）

・Aの抵当権の時点で法定地上権の要件を満たしていないので、法定地上権は成立しない。（◆ 2 参照）

◆ 4 Aは、乙建物に抵当権を設定していなくても、甲土地とともに乙建物を競売することができるが、優先弁済権は甲土地の代金についてのみ行使できる。

解答：○（正解）

・土地に抵当権を設定した後に建物が立てられた場合、抵当権者は土地と建物の両方を競売できるが、優先弁済を受けられるのは土地だけ。

権利関係 平成14年 問7 「損害賠償額の予定」

A B間の土地売買契約中の履行遅滞の賠償額の予定の条項によって、AがBに対して、損害賠償請求をする場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているのはどれか。

◆ 1

賠償請求を受けたBは、自己の履行遅滞について、帰責事由のないことを主張・立証すれば、免責される。

解答：○（正解）

- ・ 帰責事由のないことを主張・立証すれば、免責される。

◆ 2

Bが、Aの過失を立証して、過失相殺の主張をしたとき、裁判所は損害額の算定にその過失を斟酌することができる。

解答：○（正解）

- ・ 債権者に過失があれば過失相殺ができる。

◆ 3

裁判所は、賠償額の予定の合意が、暴利行為として公序良俗違反となる場合でも、賠償額の減額をすることができない。

解答：×（不正解）

- ・ 公序良俗違反の場合は無効となるので、現在の損害額に合わせて賠償額の減額ができる。

◆ 4

Aは、賠償請求に際して、Bの履行遅滞があったことを主張・立証すれば足り、損害の発生や損害額の主張・立証をする必要はない。

解答：○（正解）

- ・ 履行遅滞があったことを主張・立証すれば足りる。

権利関係 平成14年 問8 「解除」

Aは、A所有の土地を、Bに対し、1億円で売却する契約を締結し、手付金として1,000万円を受領した。Aは、決済日において、登記及び引渡し等の自己の債務の履行を提供したが、Bが、土地の値下がりを理由に残代金を支払わなかったため、登記及び引渡しはしなかった。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆1

Aは、この売買契約を解除せず、Bに対し、残代金の支払を請求し続けることができる。

解答：○（正解）

- ・ Aは残代金の支払を請求し続けることができる。

◆2

Aは、この売買契約を解除するとともに、Bに対し、売買契約締結後解除されるまでの土地の値下がりによる損害を理由として、賠償請求できる。

解答：○（正解）

- ・ Aは、この売買契約を解除するとともに、損害賠償を請求できる。

◆3

Bが、A B間の売買契約締結後、この土地をCに転売する契約を締結していた場合、Cがやはり土地の値下がりを理由としてBに代金の支払をしないとき、Bはこれを理由として、A B間の売買契約を解除することはできない。

解答：○（正解）

- ・ B C間の契約はAに関係ないため、それを理由にA B間の契約を解除することはできない。

◆4

Bが、A B間の売買契約締結後、この土地をCに転売する契約を締結していた場合、Aは、A B間の売買契約を解除しても、Cがこの土地を取得する権利を害することはできない。

解答：×（不正解）

- ・ 契約を解除した場合、第三者との関係は登記したかどうかで決まる。

権利関係 平成 14 年 問 9 「担保責任」

AがBに建物を売却し、代金受領と引換えに建物を引き渡し後に、Bがこの建物に隠れた瑕疵があることを発見したが、売主の瑕疵担保責任についての特約はない。この場合、民法の規定及び判例によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆ 1

Bは、この瑕疵がAの責めに帰すべき事由により生じたものであることを証明した場合に限り、この瑕疵に基づき行使できる権利を主張できる。

解答：×（不正解）

- ・瑕疵担保責任は、責めに帰すべき事由がなくても発生する責任なので、売主は瑕疵のない品物を引き渡す必要がある。

◆ 2

Bは、この売買契約を解除できない場合でも、この瑕疵により受けた損害につき、Aに対し賠償請求できる。

解答：○（正解）

- ・瑕疵担保責任に基づく解除は、瑕疵が売買契約の目的を達成できない場合に限るが、損害賠償は瑕疵の程度によって決まるので、軽い瑕疵であっても賠償請求できる。

◆ 3

Bが、Aに対し、この瑕疵に基づき行使できる権利は、Bが瑕疵を知った時から1年以内に行使しなければならない。

解答：○（正解）

- ・瑕疵担保責任は、買主が瑕疵を発見してから1年以内に行使する必要がある。

◆ 4

Bは、この瑕疵があるために、この売買契約を締結した目的を達することができない場合に限り、この売買契約を解除できる。

解答：○（正解）

- ・瑕疵担保責任に基づく解除は、瑕疵が売買契約の目的を達成できない場合にできる。

権利関係 平成14年 問10 「委任」

Aが、A所有の不動産の売買をBに対して委任する場合に関する次の記述は、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、A及びBは宅地建物取引業者ではないものとする。

◆1

不動産のような高価な財産の売買を委任する場合には、AはBに対して委任状を交付しないと、委任契約は成立しない。

解答：×（不正解）

- ・委任契約は当事者の合意で成立するので、委任状は必要ない。

◆2

Bは、委任契約をする際、有償の合意をしない限り、報酬の請求をすることができないが、委任事務のために使った費用とその利息は、Aに請求することができる。

解答：○（正解）

- ・委任は基本タダ働きだが、事務のために使った費用とその利息はAに請求できる。

◆3

Bが当該物件の価格の調査など善良なる管理者の注意義務を怠ったため、不動産売買についてAに損害が生じたとしても、報酬の合意をしていない以上、AはBに対して賠償の請求をすることができない。

解答：×（不正解）

- ・受任者が注意義務を怠った場合、委任者から損害賠償の請求をすることができる。

◆4

委任はいつでも解除することができるから、有償の合意があり、売買契約成立寸前にAが理由なく解除してBに不利益を与えたときでも、BはAに対して損害賠償を請求することはできない。

解答：×（不正解）

- ・委任はいつでも解除可能だが、委任の解除によって生じた損害は、損害賠償をしなければならない。

権利関係 平成14年 問11 「不法行為」

Aの被用者Bと、Cの被用者Dが、A及びCの事業の執行につき、共同してEに対し不法行為をし、A、B、C及びDが、Eに対し損害賠償を負担した場合に関する次の記述は、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆1

Aは、Eに対するBとDの加害割合が6対4である場合は、Eの損害全額の賠償請求に対して、損害の6割に相当する金額について賠償の支払をする責任を負う。

解答：×（不正解）

- ・ BとDが共同で不法行為を行った場合、それぞれが全額の支払いをする責任を負う。

◆2

Aが、自己の負担部分を超えて、Eに対し損害を賠償したときは、その超える部分につき、Cに対し、Cの負担部分の限度で求償することができる。

解答：○（正解）

- ・ Aは、Cの負担部分の限度で求償することができる。

◆3

Aは、Eに対し損害賠償債務を負担したことに基づき損害を被った場合は、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、Bに対し、損害の賠償又は求償の請求をすることができる。

解答：○（正解）

- ・ 使用者責任に基づき、使用者が賠償した場合、不法行為を行った被用者に、信義則上相当と認められる限度において求償できる。

◆4

Dが、自己の負担部分を超えて、Eに対し損害を賠償したときは、その超える部分につき、Aに対し、Aの負担部分の限度で求償することができる。

解答：○（正解）

- ・ Dは、Aの負担部分の限度で求償することができる。

権利関係 平成 14 年 問 12 「相続」

相続の承認及び放棄に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

相続の放棄をする場合、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

解答：○（正解）

- ・相続の放棄は、家庭裁判所に申述する。

◆ 2

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

解答：○（正解）

- ・限定承認は、相続人全員で行う。

◆ 3

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月（家庭裁判所が期間の伸長をした場合は当該期間）以内に、限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。

解答：○（正解）

- ・相続の開始を知った時から 3 ヶ月何もしなければ、単純承認になる。

◆ 4

被相続人の子が、相続の開始後に相続放棄をした場合、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

解答：×（不正解）

- ・相続放棄をしても代襲相続にはならない。

権利関係 平成14年 問13 「借地借家法」

Aが、平成4年8月、Bに土地を賃貸し、Bがその土地の上に建物を所有している場合の契約終了に伴う建物買取請求権に関する次の記述のうち、借地借家法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆1

A B間の借地契約が、公正証書により10年の事業専用の目的で締結された場合には、Bは建物買取請求権を有しない。

解答：○（正解）

- ・事業専用定期借地権は、更新や建物買取請求権を有しない。

◆2

建物買取請求権は、契約終了の理由を問わず、Bの債務不履行を原因とする契約終了の場合にも、BはAに対して建物の買取りを請求することができる。

解答：×（不正解）

- ・借地権者の債務不履行により、借地契約が解除された場合、建物の買取りを請求することができない。

◆3

BがAの承諾を得て土地をCに転貸し、建物を譲渡した場合、A B間、B C間の契約が、ともに期間満了し更新がなければ、CはAに対し直接建物買取請求権を有する。

解答：○（正解）

- ・転貸人は、Aに対し直接建物買取請求権を行使できる。

◆4

Bが適法にAに建物買取請求権を行使すると、その所有権は直ちにBからAに移転するが、BはAが代金を支払うまで、建物の引渡しを拒むことができる。

解答：○（正解）

- ・普通に売買契約が成立したときと同じ。建物買取請求権と、土地や建物の引渡しは同時履行の関係。

権利関係 平成 14 年 問 14 「借地借家法」

建物賃貸借契約（以下、この問において「契約」という）の終了に関する次の記述のうち、借地借家法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 期間の定めのある建物賃貸借において、賃貸人が、期間満了の 1 年前から 6 月前までの間に、更新しない旨の通知を出すのを失念したときは、賃貸人に借地借家法第 28 条に定める正当事由がある場合でも、契約は期間満了により終了しない。

解答：○（正解）

- ・ 期間の定めのある建物賃貸借は、期間満了の 1 年前から 6 月前までに、更新しないという通知をしなければ、正当事由があつたとしても契約期間の満了で終了しない。

◆ 2 期間の定めのある建物賃貸借において、賃貸人が、期間満了の 10 月前に更新しない旨の通知を出したときで、その通知に借地借家法第 28 条に定める正当事由がある場合は、期間満了後、賃借人が使用を継続していることについて、賃貸人が異議を述べなくても、契約は期間満了により終了する。

解答：×（不正解）

- ・ 建物の使用を継続すると賃貸人が異議を述べない限り契約が更新される。

◆ 3 期間の定めのある契約が法定更新された場合、その後の契約は従前と同一条件となり、従前と同一の期間の定めのある賃貸借契約となる。

解答：×（不正解）

- ・ 存続する期間は条件に含まれないので、期間の定めのない契約として更新される。

◆ 4 期間の定めのない契約において、賃貸人が、解約の申入れをしたときで、その通知に借地借家法第 28 条に定める正当事由がある場合は、解約の申入れの日から 3 月を経過した日に、契約は終了する。

解答：×（不正解）

- ・ 「申入れの日から 3 月を経過した日」ではなく、「申入れの日から 6 ヶ月経過したとき」が正しい。

権利関係 平成 14 年 問 15 「不動産登記法」

不動産登記の申請に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

権利に関する登記の申請をするときは、申請人又はその代理人は必ずしも登記所に出頭しなくてもよいので、郵送により登記申請をすることができる。

解答：○（正解）

- ・ 権利に関する登記の申請をするとき、郵送により登記申請をすることができる。

◆ 2

委任による登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅する。

解答：×（不正解）

- ・ 登記申請の代理権は、本人が死亡しても消滅しない。

◆ 3

登記の申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してするのが原則であるが、相続による登記は、登記権利者のみで申請することができる。

解答：○（正解）

- ・ 相続による登記は、登記権利者のみで申請することができる。

◆ 4

登記権利者及び登記義務者が共同して申請することを要する登記について、登記義務者が申請に協力しない場合には、登記権利者が登記義務者に対し登記手続を求める旨の判決を得れば、その登記義務者の申請は要しない。

解答：○（正解）

- ・ 登記手続を求める判決を得れば、登記義務者の申請は要しない。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 16 「国土利用計画法」

国土利用計画法第 23 条の届出（以下、この問において事後届出という）及び同法第 27 条の 7 の届出（以下、この問において事前届出という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、地方自治法に基づく指定都市の特例については考慮しないものとする。

◆ 1 Aが所有する市街化区域内の面積 3,000 平方メートルの土地を B に売却する契約を締結するため事後届出を行う場合で、B が契約締結日から起算して 2 週間以内に事後届出を行わなかったとき、B は 6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

解答：○（正解）

・権利取得者が 2 週間以内に知事に届出をしなかった場合、6 ヶ月以下の懲役か、100 万円以下の罰金に処せられる。

◆ 2 Cが所有する監視区域内の面積 10 ha の土地を D に売却する契約を締結しようとして事前届出を行った場合で、届出の日から起算して 2 週間後に都道府県知事より勧告をしない旨の通知を受けたとき、C 及び D はその届出に係る契約を締結することができる。

解答：○（正解）

・届出が届いた知事は勧告を 6 週間以内にする。6 週間待たずして、知事より「勧告しない」という通知が来た場合、契約を締結できる。

◆ 3 Eが所有する都市計画区域外の面積 5,000 平方メートルの土地を F が賃借し、その対価として権利金を支払う契約が E F 間で締結された場合、F は契約締結日から起算して 2 週間以内に事後届出を行う必要がある。

解答：×（不正解） ・都市計画区域外では、面積 10,000 平方メートル以上の土地を取引する場合だけ届出をすれば良い。

◆ 4 Gが行った事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が必要な変更をすべきことを勧告した場合で、G がその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表されることがある。

解答：○（正解）

・勧告は無視をしても罰則はなく、契約はそのまま有効になる。  
しかし、制裁として氏名と勧告の内容を公表されてしまう。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 17 「都市計画法」

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全される必要がある区域であり、2以上の都府県にまたがって指定されてもよい。

解答：○（正解）

- ・行政区画関係なく、2つ以上の都府県にまたがってもいい。

◆ 2

都市計画は、都市計画区域内において定められるものであるが、道路や公園などの都市施設については、特に必要があるときは当該都市計画区域外においても定めることができる。

解答：○（正解）

- ・都市施設とは例外に、都市計画区域外に定めることが可能。

◆ 3

市街化区域は、既に市街地を形成している区域であり、市街化調整区域は、おおむね10年以内に市街化を図る予定の区域及び市街化を抑制すべき区域である。

解答：×（不正解）

- ・市街化区域は、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

◆ 4

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができるが、すべての都市計画区域において区分する必要はない。

解答：○（正解）

- ・線引きをしない非線引区域もある。

都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

用途地域のうち、第一種低層住居専用地域については、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、都市計画に少なくとも建築物の容積率、建ぺい率及び高さの限度を定めなければならない。

解答：○（正解）

- ・建築物の容積率、建ぺい率及び高さの限度を定める。

◆ 2

高度地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、少なくとも建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度を定めなければならない。

解答：×（不正解）

- ・高度地区は、建物の高さの最高限度・最低限度を定める地区なので、容積率は違う。

◆ 3

特別用途地区は、文教地区、観光地区などの11種類の総称であり、主として用途地域による用途規制を強化したり、緩和することにより当該地区の特性にふさわしい特別の目的の実現を図るものである。

解答：×（不正解）

- ・特別用途地区は地方公共団体の条例で決めることになっている。  
11種類限定ではない。

◆ 4

風致地区は、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区であり、地区内における建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などの行為については地方公共団体の規則で規制することができる。

解答：×（不正解）

- ・風致地区の規制は、地方公共団体の規制ではなく条例になる。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 19 「開発許可」

都市計画法の開発許可に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

市街化区域内において、農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であれば、常に開発許可は不要である。

解答：×（不正解）

- ・市街化区域では、1,000 平方メートル未満の場合に許可不要。

◆ 2

市街化区域内において、農業の用に供する建築物の用に供する目的で行う開発行為であれば、常に開発許可は不要である。

解答：×（不正解）

- ・「常に開発許可は不要」ではない。

◆ 3

準都市計画区域内において、都市計画事業に当たる民間事業者が行う 3,000 平方メートルの住宅団地建設の為の開発行為であれば、常に開発許可は不要である。

解答：○（正解）

- ・「都市計画事業」の施行として行う開発行為は、民間であっても開発許可が不要。

◆ 4

都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、都市計画事業に当たらない民間事業者が行う 5,000 平方メートルの住宅団地建設のための開発行為であれば、開発許可は必要である。

解答：×（不正解）

- ・都市計画区域と準都市計画区域に当てはまらない場合は、1ヘクタール以上の開発だけ許可が必要になる。

法令上の制限・他 平成14年 問20 「用途規制」

建築基準法第48条に規定する用途規制に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

◆ 1

第一種低層住宅専用地域内では、小学校は建築できるが、中学校は建築できない。

解答：×(不正解)

- ・第一種低層住宅専用地域内には中学校も建築できる。

◆ 2

第一種住居地域内では、ホテル(床面積3,000平方メートル以下)は建築できるが、映画館は建築できない。

解答：○(正解)

- ・第一種住居地域内に映画館は建築できない。

◆ 3

近隣商業地域内では、カラオケボックスは建築できるが、料理店は建築できない。

解答：○(正解)

- ・近隣商業地域内に料理店は建築できない。

◆ 4

工業地域内では、住宅は建築できるが、病院は建築できない。

解答：○(正解)

工業地域内に病院は建築できない。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 21 「総合問題」

建築基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

建築確認を申請しようとする建築主は、あらかじめ、当該確認に係る建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得ておかなければならない。

解答：×（不正解）

- ・建築確認を申請しようとするのは建築主ではなく、建築主事。

◆ 2

建築主は、工事を完了した場合においては、工事が完了した日から3日以内に到達するように、建築主事に文書をもって届け出なければならない。

解答：×（不正解）

- ・3日以内ではなく4日以内。

◆ 3

文化財保護法の規定によって重要文化財に指定された建築物であっても、建築基準法は適用される。

解答：×（不正解）

- ・重要文化財には建築基準法が適用されない。

◆ 4

建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

解答：○（正解）

- ・工事の施工者は、危険を防止するための措置をとる必要がある。

土地区画整理法事業の仮換地の指定に関する次の記述のうち、土地区画整理法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

施行者は、仮換地を指定した場合において、特別の事情があるときは、その仮換地について使用又は収益を開始することができる日を仮換地の指定の効力発生日と別に定めることができる。

解答：○（正解）

- ・ 区画整理の工事の都合等があるので、仮換地の使用収益を開始できる日を別に定めることができる。

◆ 2

仮換地となるべき土地について質権や抵当権を有する者があるときは、これらの者に仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生日を通知しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 「仮換地を使用収益できる権利を持っている者」に対して、仮換地の位置及び地積などを通知する。

◆ 3

土地区画整理組合が仮換地を指定した場合において、当該処分によって使用し又は収益することができる者のなくなった従前の宅地については、換地処分の公告がある日までは、当該宅地の存する市町村がこれを管理する。

解答：×（不正解）

- ・ 仮換地の指定で使用収益する者がいなくなった土地は、区画整理の施工者が管理を行う。

◆ 4

土地区画整理組合は、仮換地を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 土地区画整理審議会の意見を聴く必要があるのは、個人の施行や土地区画整理組合以外の施工者のときだけ。

農地法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

農地の所有者がその土地に住宅を建設する場合で、その土地が市街化区域内にあるとき、必ず農地法第 4 条の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・市街化区域内の農地を転用する場合、農業委員会に届け出れば、農地法第 4 条の許可を受けなくていい。

◆ 2

採草放牧地の所有者がその土地に 500 平方メートルの農業用施設を建設する場合、農地法第 4 条の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・農地法第 4 条の許可が必要なのは農地だけなので、採草放牧地は許可がいらぬ。

◆ 3

建設業者が、工事完了後農地に復元して返還する条件で、市街化調整区域内の農地を 6 カ月間資材置場として借り受けた場合、農地法第 5 条の許可を受ける必要はない。

解答：×（不正解）

- ・一時的に農地を賃貸する場合でも農地法第 5 条の許可が必要。

◆ 4

都道府県知事は、農地法第 5 条の許可を要する転用について、その許可を受けずに転用を行った者に対して、原状回復を命ずることができる。

解答：○（正解）

- ・知事は、許可を受けずに転用を行った者に対して、原状回復を命ずることができる。

法令上の制限・他 平成14年 問24 「その他の法令」

次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

道路法によれば、道路に水管、下水道管、ガス管を設置し、継続して道路を使用する者は、原則として道路管理者の許可を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・「道路法」は「道路管理者の許可」が必要。

◆ 2

宅地造成等規制法によれば、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用する者は、宅地造成に関する工事を行わない場合でも、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・転用した日から14日以内に都道府県知事に届出をする。

◆ 3

都市計画法によれば、都市計画事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更を行う者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・都市計画事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更を行う者は、知事の許可が必要。

◆ 4

河川法によれば、河川保全区域内において、土地の掘さく、盛土又は切土を行う者は、原則として河川管理者の許可を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・「河川法」は「河川管理者の許可」が必要。

次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律によれば、土砂災害特別警戒区域内において都市計画法上の一定の開発行為をしようとする者は、原則として市町村長の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・市町村長の許可ではなく、知事の許可が必要。

◆ 2

海岸法によれば、海岸保全区域内において土石の採取などの行為をしようとする者は、原則として海岸管理者の許可を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・海岸管理者の許可が必要。

◆ 3

都市緑地法によれば、特別緑地保全地区内で建築物の新築、改築等の行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。（都市緑地保全法によれば、緑地保全地区内で建築物の新築、改築等の行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない）

解答：○（正解）

- ・知事の許可が必要。

◆ 4

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によれば、急傾斜地崩壊危険区域内において水を放流し、又は停滞させる等の行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・知事の許可が必要。

租税特別措置法第 36 条の 2 の特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

譲渡資産とされる家屋については、居住の用に供しているもの、又は居住の用に供されなくなった日から同日以後 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡されるものであることが、適用条件となる。

解答：×（不正解）

- ・ 5 年ではなく、3 年を経過する日に属する年の 12 月 31 日まで。

◆ 2

譲渡資産とされる家屋については、その譲渡をした日の属する年の 1 月 1 日における所有期間が 10 年を超えるもののうち国内にあるものであることが、適用要件とされる。

解答：○（正解）

- ・ 譲渡資産は、所有期間が 10 年を超えるものである必要がある。

◆ 3

買換え資産とされる家屋については、譲渡資産の譲渡をした日からその譲渡をした日の属する年の翌年 12 月 31 日までの間に取得することが、適用要件とされている。

解答：×（不正解）

- ・ 譲渡資産を譲渡した年の前年でもいい。

◆ 4

買換え資産とされる家屋（区分所有に係るものを除く）については、その床面積のうち自己が居住の用に供する部分の床面積が 50 平方メートル以上 500 平方メートル以下のものであることが、適用要件とされる。

解答：×（不正解）

- ・ 買換え資産とされる家屋の床面積は 50 平方メートル以上あればいい。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 27 「登録免許税」

不動産登記に係る登録免許税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

土地の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率は、移転の原因にかかわらず一律である。

解答：×（不正解）

- ・移転登記でもいろいろあるので、税率はそれぞれ違う。

◆ 2

土地の売買に係る登録免許税の課税標準は、売買契約書に記載されたその土地の実際の取引価格である。

解答：×（不正解）

- ・固定資産税台帳の登録価格をもとに算出した額。

◆ 3

土地の所有権の移転登記に係る登録免許税の納期限は、登記を受ける時である。

解答：○（正解）

- ・登録免許税は、登記を受けるまでに納付する。

◆ 4

土地の売買に係る登録免許税の納税義務は、土地を取得したものではなく、土地を譲渡した者にある。

解答：×（不正解）

- ・登記等を受ける者は登録免許税を納める義務がある。

法令上の制限・他 平成14年 問28 「固定資産税」

固定資産税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（固定資産評価基準）は、総務大臣が定めることとされている。

解答：○（正解）

- ・固定資産の評価の基準、評価の実施、固定資産評価基準は総務大臣が定める。

◆ 2

200平方メートル以下の住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、価格の1/2の額とする特例措置が講じられている。

解答：×（不正解）

- ・200平方メートル以下の住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は価格の6分の1になる。

◆ 3

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された事項に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対し登録事項のすべてについて審査の申出をすることができる。

解答：×（不正解）

- ・審査の申出ができるのは、登録した価格についてだけ。

◆ 4

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月のそれぞれ末日であり、市町村がこれと異なる納期を定めることはできない。

解答：×（不正解）

- ・特別な事情があるときは、各市町村の条例で異なる納期を定めることができる。

地価公示法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行う者は、取引の対象土地に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行うよう努めなければならない。

解答：○(正解)

- ・一般の土地取引の場合は、公示価格は指標でしかない。

◆ 2

地価公示は、土地鑑定委員会が、毎年1回、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、標準地の正常な価格を判定し、これを公示するものである。

解答：○(正解)

- ・地価公示は、毎年1回、2人以上の不動産鑑定士に鑑定評価してもらう。

◆ 3

標準地の正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価格をいい、当該土地に地上権がある場合には、その地上権が存するものとして通常成立すると認められる価格をいう。

解答：×(不正解)

- ・土地や建物に借地権が存在する場合は、存在しないものとして扱われる。

◆ 4

標準地の鑑定評価は、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案して行われる。

解答：○(正解)

- ・鑑定評価に使われる3方式を使って鑑定評価する必要がある。
  - (1) 近傍類地の取引価格から算定される推定の価格
  - (2) 近傍類地の地代等から算定される推定の価格
  - (3) 同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額

宅建業法 平成 14 年 問 30 「宅建業とは」

A（個人）の宅地建物取引業法の免許（この問において「免許」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

Aが、競売により取得した複数の宅地を、宅地建物取引業者に媒介を依頼し売却する行為を繰り返し行う場合、Aは免許を必要としない。

解答：×（不正解）

- ・宅地を自ら売買するのは免許が必要になる。

◆ 2

Aが、土地区画整理事業により造成された甲市所有の宅地を、甲市の代理として売却する行為を繰り返し行う場合、Aは免許を必要としない。

解答：×（不正解）

- ・甲市は公共団体なので免許の必要なし。代理を行うAは免許が必要。

◆ 3

Aが、組合方式による住宅の建築という名目で組合参加者を募り、A自らは組合員となることなく、当該組合員による住宅の建築のため宅地の購入の媒介を繰り返し行う場合、Aは免許を必要としない。

解答：×（不正解）

- ・「組合員の参加者を募り」という部分が、不特定多数の人がなれると判断でき、特定の人だけではないので免許が必要になる。

◆ 4

Aが、賃貸物件の複数の所有者から一括して借上げ賃借人に自ら又は宅地建物取引業者に媒介を依頼し賃貸する行為を繰り返し行う場合、Aは免許を必要としない。

解答：○（正解）

- ・自ら貸借をしているので免許が不要。

宅建業法 平成 14 年 問 31 「宅地建物取引主任者」

取引主任者と宅地建物取引主任者証（以下「取引主任者証」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1 Aは、専任の取引主任者として従事していた宅地建物取引業者B社を退職し、宅地建物取引業者C社に専任の取引主任者として従事することとなり、B社は宅地建物取引業者名簿登載事項の変更の届出をAの退職から半年後に、C社はAの就任から10日後に当該届出を行った。

解答：×（不正解）

- ・業者名簿の変更の届出は30日以内に行う。半年後では遅い。

◆ 2 Dは、宅地建物取引業者が業務に関し展示会を実施する場所であって、宅地又は建物の売買の契約を締結する国土交通省令で定める場所（業務に従事する者11名）における唯一の専任の取引主任者である。

解答：○（正解）

- ・展示会や案内所では専任の取引主任者が1人以上いればいい。

◆ 3 Eは、自らが有する取引主任者証の有効期間が満了して半年になるが、宅地建物取引主任者資格登録をしている都道府県知事が指定する講習を受講したので、当該取引主任者証の更新の申請をせず、取引主任者としてすべき事務を行っている。

解答：×（不正解）

- ・取引主任者証の交付を受けていなければ、取引主任者ではないので、主任者の仕事ができない。交付を受けずに取引主任者としての業務を行った場合、宅建業法違反になる。

◆ 4 Fは、取引主任者として宅地の売買に係る法第37条の書面の交付を買主に対して行い、その際、買主から取引主任者証の提示を求められたが、法第35条の重要事項の説明を行う際に提示していたので、これを拒んだ。

解答：×（不正解）

- ・取引主任者証の提示を求められれば、必ず見せなければならない。1度見せていても関係ない。

宅地建物取引業者 A が行う広告に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

A が宅地又は建物の売買に関する広告をする場合、自己所有の物件で自ら契約の当事者となる場合においては、取引態様の別を記載する必要はない。

解答：×（不正解）

- ・ 宅建業者が広告を行う場合、取引態様を必ず明示する必要がある。

◆ 2

A が県知事からその業務の全部の停止を命ぜられた期間中であっても、当該停止処分が行われる前に印刷した広告の配布活動のみは認められている。

解答：×（不正解）

- ・ 業務停止処分中は、広告をするのは業務になるのでできない。

◆ 3

A は、土地付建物の売買に係る広告に際し、建築基準法第 6 条第 1 項の建築確認の申請中であれば、「建築確認申請中のため、建築確認を受けるまでは、売買契約はできません」と表示すれば広告をすることができる。

解答：×（不正解）

- ・ 未完成物件は、建築確認、開発許可などの後でないとは広告をすることができない。

◆ 4

A は、その業務に関する広告について著しく事実に相違する表示を行った場合、取引の成立に至らなくても、懲役又は罰金に処せられることがある。

解答：○（正解）

- ・ 誇大広告をすると懲役や罰金の刑になることもある。

Aは、宅地の売買契約の解除に伴い、売主である宅地建物取引業者B（国土交通大臣免許）に対して手付金の返還請求権を有し、媒介業者C（甲県知事免許）に対しては媒介報酬の返還請求権を有する。しかし、B、Cいずれも請求に応じない。Bは営業保証金を供託所に供託しており、Cは宅地建物取引業保証協会に加入していた。この場合、宅地建物取引業法の規定によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

◆ 1

Aは、その権利を実行するため、Bに関しては営業保証金の還付を、Cに関しては弁済業務保証金の還付を、同時に供託所に申し立てることができる。

解答：○（正解）

- ・ 営業保証金の還付と弁済業務保証金の還付は同時に行っても支障がない。

◆ 2

Aは、営業保証金についてBに関する権利を実行する場合は、債権額、債権発生の原因たる事実等を記載した一定の様式による書面の提出が必要である。

解答：○（正解）

- ・ 債権額、債権発生の原因等を記載した書面の提出が義務づけられている。

◆ 3

Aは、弁済業務保証金についてCに関する権利を実行する場合は、宅地建物取引業保証協会の認証を受けなければならない。

解答：○（正解）

- ・ 弁済業務保証金の還付を受ける場合、保証協会の認証を受ける必要がある。

◆ 4

Aの権利実行により、還付がなされた場合は、Bは国土交通大臣から通知を受けてから、Cは甲県知事から通知を受けてから、それぞれ2週間以内に不足額を供託しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ Cは、保証協会から通知を受けてから2週間以内に不足額を納付する必要がある。「供託」ではない。

宅建業法 平成 14 年 問 34 「媒介契約」

宅地建物取引業者 A が行う宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約（以下「媒介契約」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 法第 34 条の 2 に規定する依頼者（以下「依頼者」という）とは、宅地建物取引業者でない者をいい、同条の規定は、宅地建物取引業者相互間の媒介契約については適用されない。

解答：×（不正解）

・相手が業者の場合でも、媒介契約の規制は適用される。

◆ 2 A が依頼者と専任媒介契約を締結したときは、A は法第 34 条の 2 に規定する契約内容を記載した書面を依頼者に交付しなければならないが、一般媒介契約を締結したときは、当該書面の交付をしなくてもよい。

解答：×（不正解）

・媒介契約は、一般でも、専任でも、後々トラブルが生じないように、書面にして遅滞なく依頼者に交付する。

◆ 3 専任媒介契約の有効期間は 3 月を超えることができず、3 月より長い期間を定めたときは、その期間は 3 月とされるが、当該有効期間は、依頼者の申出があれば、更新の時から 3 月を超えない範囲で更新してもよい。

解答：○（正解）

・専任媒介契約の場合、有効期間は 3 ヶ月が限度。依頼者の申出があれば、さらに 3 ヶ月延長できる。

◆ 4 A が依頼者に対して業務の処理状況を 20 日に 1 回以上報告することを定めた専任媒介契約が締結された場合であっても、依頼者の同意が得られているのであるから、当該特約は無効とはならない。

解答：×（不正解）

・専任媒介契約の場合 2 週間に 1 回以上の割合で業務処理状況を報告。20 日に 1 回以上では少ない。

宅建業法 平成 14 年 問 35 「取引主任者登録」

宅地建物取引主任者資格登録(この問において「登録」という)又は取引主任者に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

甲県知事の登録を受けている取引主任者が、乙県に住所を移転し、丙県知事免許を受けている宅地建物取引業者に勤務先を変更した場合、甲県知事を経由して乙県知事に対し、登録の移転の申請をすることができる。

解答：×(不正解)

- ・登録の移転は勤務先がある県知事に対して行う。自宅を移転しても登録の移転はできない。

◆ 2

取引主任者が取締役をしている宅地建物取引業者が、不正の手段により宅地建物取引業の免許を受けたとして、その免許を取り消されるに至った場合、当該取引主任者はその登録を削除される。

解答：○(正解)

- ・不正手段で宅建業の免許を取り消されるに至った場合、主任者の登録も削除される。

◆ 3

取引主任者が勤務している宅地建物取引業者が、宅地建物取引業に関し不正な行為をして業務停止処分を受けた場合、当該取引主任者は速やかに、宅地建物取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

解答：×(不正解)

- ・取引主任者証の提出が必要なのは、事務禁止処分のとき。

◆ 4

取引主任者が破産者となり、自ら登録の消除を申請した場合、復権を得てから5年を経過しなければ、新たに登録をすることはできない。

解答：×(不正解)

- ・破産者は、取引主任者の登録を受けられないが、復権を得ればすぐに登録を受けれる。

宅建業法 平成 14 年 問 36 「事務所」

宅地建物取引業者法（以下この問において「法」という）に規定する「事務所」に関する次の記述のうち、法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

「事務所」とは、本店又は支店やその他の政令で定めるものを指すものであるが、宅地建物取引業を行わず他の兼業業務のみを行っている支店は「事務所」に含まれない。

解答：○（正解）

- ・支店は実際に宅建業を営んでいる所のみ事務所と見なされる。

◆ 2

新たに宅地建物取引業の免許を受けようとする者は、免許を受ける前に営業保証金を主たる「事務所」のもよりの供託所に供託しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・営業保証金は、免許を受けた後に供託する。

◆ 3

宅地建物取引業者は、その「事務所」だけでなく国土交通省令で定める場所ごとに一定の専任の取引主任者を置かなければならないが、これに抵触することとなった場合は、2週間以内に必要な措置を執らなければならない。

解答：○（正解）

- ・事務所に取引主任者が足りない場合、2週間以内に補充しなければならない。

◆ 4

宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地の売買契約について、当該宅地建物取引業者の「事務所」において契約の申込み及び締結をした買主は、法第37条の2の規定による売買契約の解除をすることはできない。

解答：○（正解）

- ・売買契約の解除はクーリングオフの事。事務所で契約した場合、「冷静に判断できる場所」なのでキャンセルできない。

宅地建物取引業者 A が行う宅地建物取引業法第 35 条の重要事項の説明に関する次の記述のうち、同条の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1

A は、建物（建築工事完了前）の売買の契約を行うに際し、建物の完成時における主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに整備の設置及び構造についての図面を渡したのみで、当該図面の説明はしなかった。

解答：違反する

- ・構造についての図面が必要な場合、図面を交付して、重要事項として説明する必要がある。

◆ 2

A は、マンションの分譲を行うに際し、当該マンションの管理規約案に「分譲業者である A は当該マンションの未販売住戸の修繕積立金を負担しなくてもよい」とする規定があったが、これについては説明しなかった。

解答：違反する

- ・マンションの売買の場合、管理費や修繕積立金を特定者だけに規約を定めるなら、その説明が必要になる。

◆ 3

A は、中古マンションの売買の媒介を行うに際し、当該マンション修繕の実施状況について、当該マンションの管理組合及び管理業者に確認したところ、修繕の実施状況の記録が保存されていなかったため、購入者にこの旨説明し、実施状況については説明しなかった。

解答：違反しない

- ・中古マンションの売買で、建物の維持修繕の実施状況記録があるのなら説明する必要があり、ないのなら説明しないでもいい。

◆ 4

A は、建物の売買の契約を行うに際し、当該建物は住宅の品質確保の促進等に関する法律の住宅性能評価を受けた新築住宅であったが、その旨説明しなかった。

解答：違反する

- ・住宅性能評価を受けた新築住宅は、その旨説明する必要がある。

宅建業法 平成 14 年 問 38 「37 条書面」

次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

法 3 5 条に規定する重要事項を記載した書面には、説明した主任者 A が記名押印したが、法第 3 7 条に規定する書面には、A が不在であったため、取引主任者でない従事者 B が、A の記名押印を行った。

解答：×（不正解）

- ・ 37 条書面には取引主任者の記名押印が必要。

◆ 2

法第 3 7 条に規定する書面は、宅地又は建物の取引に係る契約書とは本来別個のものであるので、必ず取引の契約書とは別に当該書面を作成し、交付しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 必要な事項が全て書かれているなら契約書にまとめて良い。

◆ 3

法第 3 5 条の重要事項説明のうち、宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令で定められている事項は、宅地又は建物の賃借に係る事項であり、売買に係るものは含まれていない。

解答：×（不正解）

- ・ 売買に係る関係のある説明事項も含まれている。

◆ 4

法第 3 5 条に規定する重要事項を記載した書面には、説明した取引主任者 C が記名押印したが、法第 3 7 条に規定する書面には、C が急病で入院したため、専任の取引主任者 D が自ら記名押印した。

解答：○（正解）

- ・ 重要事項書面の記名押印と 37 条書面の記名押印は同じ取引主任者である必要はない。

宅建業法 平成 14 年 問 39 「監督処分」

宅地建物取引業者 A に対する監督処分に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

A が、宅地建物取引業の業務に関して、建築基準法の規定に違反して、罰金に処せられた場合、これをもって業務停止処分を受けることはない。

解答：×（不正解）

- ・宅建業法以外の法律を違反した場合、不相当と認められれば、業務停止処分を受ける場合もある。

◆ 2

A は、自ら貸主となり、借主との間でオフィスの一室の賃貸借契約を締結した業務において、賃貸借契約書は当該借主に対して交付したが、重要事項の説明を行わなかった場合、これをもって指示処分を受けることはない。

解答：○（正解）

- ・自ら貸借する場合は宅建業ではないので、重要事項の説明をする義務はない。

◆ 3

都道府県知事は、A に対し、業務停止処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならないが、指示処分をするときは、聴聞を行う必要はない。

解答：×（不正解）

- ・指示処分などの監督処分を行うには、事前に聴聞を行う必要がある。

◆ 4

A の取締役が宅地建物取引業の業務に関するものではないが、脱税し、所得税法に違反したとして罰金刑に処せられた場合、A は指示処分を受けることがある。

解答：×（不正解）

- ・指示処分などの監督処分は宅建業に関する処分なので、宅建業に関係なければ受けることはない。

宅建業法 平成 14 年 問 40 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A が、自ら売主となって宅地建物取引業者でない買主 B と建物（完成物件）を売買する場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

A は、B の承諾を得ている場合は、契約自由の原則に則り、購入代金の額の 10 分の 2 を超える額の手付を受領できる。

解答：×（不正解）

- ・業者が非業者の買主から受け取れるの手付金は、代金の 20% に限る。

◆ 2

B が手付を支払った後、代金の一部を支払った場合は、A は、手付の倍額を償還することによる契約解除はできない。

解答：○（正解）

- ・手付の解除は、相手が履行に着手するとできなくなる。

◆ 3

A が B から受領した手付が代金の額の 10 分の 1 を超え、かつ、1,000 万円を超える場合、A は、いかなる場合も手付金等の保全措置を行わなければならない。

解答：×（不正解）

- ・完成物件の手付金が代金の 10% を超え、かつ 1,000 万円を超えても買主が物件の登記を得ている場合は保全措置が不要。

◆ 4

A は、B の債務不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償額の予定や違約金を契約条項に定めることができるが、これらの合計額が代金の額の 10 分の 2 を超える場合は、B に不利になるので全額無効である。

解答：×（不正解）

- ・損害賠償額の予定や違約金は合計額の 20% が限度で、20% を超えてしまった場合、全額が無効になるのではなく、20% を超える部分だけが無効。

宅建業法 平成 14 年 問 41 「8 つの制限」

宅地建物取引業者Aが、自ら売主となり、宅地又は建物を売買する場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、買主B、C、D及びEは、いずれも宅地建物取引業者でないものとする。

◆ 1 買主Bとの売買契約において、物件が競売で取得した中古住宅であるため、現状有姿とし瑕疵担保責任の期間を「引渡しから半年まで」と定めた契約書の条項は有効である。

解答：×（不正解）

- ・中古住宅を現状有姿で取引した場合、瑕疵担保責任の期間は、引渡しから2年以上になる。半年だと買主に不利となるので無効。

◆ 2 買主Cとの未完成物件の売買契約において、手付金等を受領する場合、保証委託契約による保全措置の対象は、代金の額の5/100を超え、かつ、この金額が1,000万円を超える部分である。

解答：×（不正解）

- ・未完成物件で手付金等が代金の5%、または1,000万円を超える場合、保全措置が必要。

◆ 3 買主Dとの未完成物件の売買において、宅地建物取引業法第41条に規定する手付金等の保全措置が必要であるにもかかわらず、Aが当該措置を講じない場合は、Dは、手付金等を支払わないことができる。

解答：○（正解）

- ・手付金等の保全措置は、手付金等の受領をする前に済ませておく。業者が保全措置をしていなければ、支払わなくていい。

◆ 4 買主Eとの割賦販売契約において、「Eが割賦金の支払いを40日以上遅滞した場合は、催告なしに契約の解除又は支払時期の到来していない割賦金の支払いを請求することができる」と定めた契約書の条項は有効である。

解答：×（不正解）

- ・業者は30日以上期間を決め、書面で催告しなければ、契約の解除、支払時期の到来していない割賦金の支払を請求することができない。

宅建業法 平成14年 問42 「案内所」

宅地建物取引業者A（甲県知事免許）が、売主である宅地建物取引業者B（甲県知事免許）から、120戸の分譲マンションの販売代理を一括して受け、当該マンションの所在する場所以外の場所にモデルルームを設けて、売買契約の、申込みを受ける場合、宅地建物取引業法によれば、次の記述のうち誤っているものはどれか。

なお、当該マンション及びモデルルームは甲県内に存在するものとする。

◆ 1

Aは、モデルルームに自己の標識を掲示する必要があるが、Bは、その必要はない。

解答：○（正解）

- ・モデルルーム(案内所)に掲示する標識は、モデルルームを設けた業者Aだけでいい。

◆ 2

Aは、マンションの所在する場所に自己の標識を掲示する必要があるが、Bは、その必要はない。

解答：×（不正解）

- ・マンションの所在場所に標識を掲示するのは売主Bだけでいい。

◆ 3

Aは、モデルルームの場所について、甲県知事に届け出る必要があるが、Bは、その必要はない。

解答：○（正解）

- ・モデルルーム(案内所)の場所を届け出るのは、依頼を受けたAだけでいい。

◆ 4

Aは、モデルルームに成年者である専任の取引主任者を置く必要があるが、Bは、その必要はない。

解答：○（正解）

- ・取引主任者を置くのは依頼を受けたAの役割。

宅建業法 平成 14 年 問 43 「保証協会」

宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

保証協会の社員は、宅地建物取引業者に限られる。

解答：○（正解）

- ・保証協会の社員は、宅地建物取引業者に限る。

◆ 2

保証協会は、一般財団法人でなければならない。

解答：×（不正解）

- ・財団法人ではなく、社団法人。

◆ 3

一の保証協会の社員が、同時に他の保証協会の社員となっても差し支えない。

解答：×（不正解）

- ・宅建業者は 2 つ以上の保証協会に加入できない。

◆ 4

保証協会は、弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から 2 週間以内に弁済業務保証金を供託しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・2 週間以内ではなく、1 週間以内に供託する必要がある。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

営業保証金の供託は、金銭のみならず、一定の有価証券をもって行うこともできるが、営業保証金の不足額の供託は、金銭により行わなければならない。

解答：×（不正解）

- ・営業保証金の不足額の供託も有価証券を使える。

◆ 2

宅地建物取引業者が廃業届を提出し、免許の効力を失った場合であっても、その者は、廃業前に締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされる。

解答：○（正解）

- ・廃業しても、廃業前に行った取引を終わらすために、宅建業を行える。

◆ 3

宅地建物取引業者（国土交通大臣免許）が、宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定に基づき業務を行う場所の届出を行う場合、その所在地を管轄する都道府県知事を経由しなくても直接国土交通大臣に対して行うことができる。

解答：×（不正解）

- ・案内所の届出を行う場合、現地の知事と、免許権者の国土交通大臣に届出をする必要がある。国土交通大臣には、現地の知事を経由して届け出る。

◆ 4

宅地建物取引業者（甲県知事免許）が、乙県内で宅地建物取引業を営んでいる場合、乙県知事は、取引の業務について必要な報告を求めることができるが、当該宅地建物取引業者の事務所に立ち入り、帳簿の検査をすることはできない。

解答：×（不正解）

- ・免許権者でない現地の知事でも事務所への立ち入りや、帳簿の検査を行える。

宅地建物取引業者 A が自ら売主として締結した建物の売買契約について、買主が宅地建物取引業法第 37 条の 2 の規定に基づき売買契約の解除をする場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

宅地建物取引業者でない買主 B は、建物の物件の説明を自宅で受ける申し出を行い、自宅でこの説明を受け、即座に買受けを申し込んだ。後日、勤務先の近くのホテルのロビーで売買契約を締結した場合、B は売買契約の解除はできない。

解答：○（正解）

- ・買主の自宅は冷静な判断ができる場所なので、事務所等と同じで、後で契約を解除できない。

◆ 2

宅地建物取引業者でない買主 C は、建物の物件の説明を A の事務所で受け、翌日、出張先から電話で買受けを申し込んだ。後日、勤務先の近くの喫茶店で売買契約を締結した場合、C は売買契約の解除はできない。

解答：×（不正解）

- ・事務所で申込みをしたことにならないので、契約解除可能。

◆ 3

宅地建物取引業者である買主 D は、建物の物件の説明を A の事務所で受けた。後日、A の事務所近くの喫茶店で買受けを申し込むとともに売買契約を締結した場合、D は売買契約の解除はできる。

解答：×（不正解）

- ・クーリング・オフは、買主が宅建業者だった場合は適用されない。

◆ 4

宅地建物取引業者でない買主 E から売買契約の解除があった場合で、この契約の解除が法的要件を満たし、かつ、A が手付金を受領しているとき、A は契約に要した費用を手付金から控除して返還することができる。

解答：×（不正解）

- ・契約の解除が行われたら、業者は金銭をすべて買主に戻さなければならない。申込みの撤回に伴う損害があったとしてもお客さんに損害請求はできない。

宅地建物取引業者が行う広告に関する次の記述のうち、不当景品及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約を含む）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 販売代理を受けた宅地及び建物の広告を行う場合、自らが調査した周辺地域における当該物件と同程度の物件の平均的な価格を「市価」として当該物件の販売価格に併記してもよい。

解答：×（不正解）

- ・業者が自分で調査した範囲だけで、平均価格を「市価（客観的な市場価格）」とすることはできない。

◆ 2 現在の最寄駅よりも近くに新駅の設置が予定されている分譲住宅の販売広告を行うに当たり、当該鉄道事業者が新駅設置及びその予定時期を公表している場合、広告の中に新駅設置の予定時期を明示して、新駅を表示してもよい。

解答：○（正解）

- ・鉄道事業者が、新駅設置及びその予定時期を公表している場合、広告の中に表示してもよい。

◆ 3 新聞折込み広告で分譲マンションの販売広告を行う場合、すべての住宅について一個当たりの表示が困難なときは、価格については最低価格及び最高価格のみを表示し、管理費については契約時に説明を行えば、不当表示となるおそれはない。

解答：×（不正解）

- ・販売物件数が 10 以上であれば最多価格帯とその数も表示する必要がある。マンションは管理費も広告に記載する。

◆ 4 高圧線下にある宅地を販売するための広告を行ったところ、当該宅地が高圧線下に所在する旨の表示がされていなかったが、意図的に表示しなかったものではないことが判明した場合には、不当表示となるおそれはない。

解答：×（不正解）

- ・不注意で表示しなかった場合でも不当表示になる。

宅地建物の統計等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

平成14年の地価公示（平成14年3月公表）によれば、平成13年1年間の全国の地価の状況を概観すると、住宅地・商業地とも下落幅が拡大した。

解答：○（正解）

- ・住宅地・商業地とも下落幅が拡大した。

◆2

建築着工統計（国土交通省）によれば、平成13年の新設住宅着工戸数は、前年比4.6%減で、そのうち、持家、貸家、分譲住宅とも前年に比べ減少した。

解答：×（不正解）

- ・持家・分譲住宅は減少したが、貸家は増加した。

◆3

平成13年版土地白書（平成13年6月公表）によれば、平成11年の宅地供給量は全国で8,400haとなっており、前年に比べ増加した。

解答：×（不正解）

- ・前年に比べると減少している。

◆4

平成13年度国土交通白書（平成14年2月公表）によれば、平成13年3月末現在における宅地建物取引業者数は約15万業者となっており、前年度に比べ増加した。

解答：×（不正解）

- ・業者数は約14万業者で前年に続き横ばい状態になっている。

土地に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

旧河道でそれを埋める堆積物の上部が厚い粘土層からなるときは、軟弱地盤である可能性が高い。

解答：○(正解)

- ・軟弱地盤である可能性が高い。

◆ 2

宅地予定地周辺の擁壁や側溝、道路等にひび割れが見られる場合、地すべりが活動している可能性が高い。

解答：○(正解)

- ・擁壁や側溝、道路等にひび割れが見られる場合、地すべりが活動している可能性が高い。

◆ 3

河川近傍の低平地で盛土を施した古い家屋が周辺に多いのは、洪水常習地帯である可能性が高い。

解答：○(正解)

- ・盛土を施した古い家屋が周辺に多ければ、洪水常習地帯である可能性が高い。

◆ 4

丘陵地帯で地下水位が深く、固結した砂質土で形成された地盤の場合、地震時は液状化する可能性が強い。

解答：×(不正解)

- ・地下水位が深い場所で液状化するのをおかしい。  
浅い場所だと液状化しやすい。

法令上の制限・他 平成 14 年 問 50 「建物」

建築物の構造に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

木造の建築物に、鉄筋の筋かいを使用してはならない。

解答：×（不正解）

- ・木造の建築物でも鉄筋の筋かいを使用できる。

◆ 2

鉄筋コンクリート造に使用される鉄筋は、コンクリートの表面にできる限り、近づけて設けるのがよい。

解答：×（不正解）

- ・鉄筋がコンクリートの表面に近いと錆びや熱で強度が低下しやすくなる。

◆ 3

免震建築物の免震層には、積層ゴムやオイルダンパー（油の粘性を利用して振動や衝撃を和らげる装置）が使用される。

解答：○（正解）

- ・積層ゴムやオイルダンパーは地震の振動を吸収する。

◆ 4

鉄骨造では、必ず溶接によって接合しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・溶接以外にも接合する方法がある。

問46は法改正のため除外しました。

【制作日/修正日】

2013/9/23

【発行元サイト】

宅建合格ナビ <http://tukaeru-takken.com/>

【運営ブログ】

権利関係ナビ <http://takkennavi.blog.fc2.com/>

宅建業法ナビ [http://blog.livedoor.jp/takken\\_navi/](http://blog.livedoor.jp/takken_navi/)

法令制限ナビ <http://takken-kakomon.seesaa.net/>

Copyright(C) 宅建合格ナビ All rights reserved.